

2023年4月1日

## 一般事業主行動計画

### 社会福祉法人十字の園（女性活躍推進法）

当法人に勤務する女性職員にキャリア制度を通じて活躍の場を提供し、職員の目標となるべく道筋を示し自己実現・達成に結びつくように、次のように行動計画を策定する。

①.計画期間：2016年4月1日～2026年3月31日までの10年間

②目標及び内容

目標1 女性施設長（経営管理職）を最低でも一人は任用できるように、候補者の育成を目指します。

内容

- ・女性経営管理職の任用を法人管理会議での検討課題とし、推進していきます。
- ・課長研修を通じて次世代を担う経営管理者の育成をしていきます。

目標2 課長級以上の女性職員の割合を現在の32%から50%になるように職員のレベルアップに努めます。

内容

- ・毎年1名の課長職誕生を目指した体制づくりを検討していきます。
- ・法人研修を通じて次世代のリーダー育成環境を充実させていきます。

目標3 平均継続勤務年数の男女差異80%を目標に、職員が長く働き続けられる環境づくりを目指します。

内容

- ・一般事業主行動計画の達成（ノー残業デー・休暇取得促進）を推進していきます。
- ・非常勤職員からの常勤職員への登用を推進していきます。
- ・長期欠勤者等に対する復帰プログラムの検討をし、充実させていきます。

女性の活躍に関する情報公表について（2023年4月1日）

[情報公表項目]

① 労働者に占める女性労働者の割合

十字の園登録職員数 男性 206 名 ・ 女性 417 名 計 623 名

女性職員割合 66.93%

② 課長職に占める女性労働者の割合（法人本部除く）

男性 8 名 女性 3 名（女性の内 2 名は 2 施設の課長を兼務） 計 11 名

女性課長割合 27.27%

③ 管理職に占める女性労働者の割合（施設長のみ）

男性 5 名 女性 2 名 計 7 名

女性施設長割合 28.57%

④ 男女の賃金の差異

全労働者 75.6%

常勤職員 85.4%

非常勤職員 101.2%

対象期間 : 2022年4月1日～2023年3月31日

対象職員 : 理事長以外の職員全員

賃金 : 通勤手当等を除く（源泉徴収簿記載額を集計）

補足

役職者の割合、育休等の休職者の割合、中途採用・退職の割合が差異に反映されている。